#### 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 (税込み・配送料実費) 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 平成 31 年

No. 14858 1部370円(税込み)

#### 発 行 所

#### 一般財団法人 経済 産業 調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

**近畿本部** 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

#### 目 次

☆アセアン諸国の知的財産制度 -第13回- ラオス (上)·····(1)

# アセアン諸国の知的財産制度

- 第13回 - ラオス (上)

## 日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

## 1. はじめに

アセアン諸国では、日本からの貿易・投資の拡大 が見込まれ、今後とも高い経済成長が予測されて いる。このような状況に対して、アセアン諸国では、 知的財産制度を整備して先進的な取組みを行ってい る国が存在する一方で、知的財産制度の整備が初期 段階の国も存在している。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、

複数回に分けて紹介するものである。今回は、ラオ スの知的財産制度のうち、特許制度、小特許制度(実 用新案)、意匠制度を中心に解説する。

#### 2 総論

ラオスでは、2007年12月に知的財産法が公布され、 特許、小特許(実用新案)、意匠、商標、集積回路 配置、地理的表示、営業秘密、植物新品種、著作権

すべてはクライアントのために

All for Our Clients

# 住 友 特 許 事

住 慎太郎※ 弁理士 原 友 信 浦 圌 市 Ħ 抷 弁理士 弁理十 (※ 特定侵害訴訟代理可) 苗 林 潤※ 弁理十

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6丁目1番1号 新大阪プライムタワー20F TEL (06)6302-1177(代) FAX (06)6308-4126

E-mail:info@sumi-pat.com(代表) URL:http://www.sumi-pat.com

及び著作隣接権が包括的に規定されている。2017年 11月の改正で、商号も規定された。ベトナムの知的 財産法と類似した条文構成が採用されている。

2007年12月に知的財産法が公布されるまでは、ラ オスには知的財産に関する法律が存在せず、省令と して特許、小特許(実用新案)、意匠、商標、著作 権に関する規定が存在していた。

知的財産条約については、ラオスは、1995年に WIPO設立条約に加盟し、1998年にパリ条約に加盟 し、2013年にTRIPS協定に加盟した。著作権につい ては、1954年に万国著作権条約に加盟し、2012年に ベルヌ条約に加盟した。

国際登録制度については、2006年にPCT条約(特 許)に加盟し、2015年にマドプロ(商標)に加盟した。 ハーグ協定(意匠)には、加盟していない。

#### 3. 特許制度(知的財産法)

ラオスの特許制度は、2002年に制定された「特 許、小特許及び意匠に関する政令 | に規定されてい たが、2007年に全ての知的財産制度を包括的に規定 する知的財産法が制定された。知的財産法は、最近 では2018年5月25日に改正法が公告され、その15日 後に施行されて現在に至っている。ここでは、この 改正法に基づいて、ラオスの特許制度について解説 する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、 ラオスの知的財産法の条文を示す。)

#### (1) 保護対象

「発明」とは、「特定の課題を解決する新規な物 又は方法を創作するための技術的解決手段」(3 条5項)と定義され、発明は、物または方法に関 するものとされている。なお、「知的財産」につい ては、「発明及び創作を通じた人間の思想の産物」 と定義されている(2条)。

#### (2) 特許要件

#### ①産業上の利用可能性

特許を受けるためには、産業上の利用可能 性を有する発明であることが要件とされており、 「工業、手芸、農業、漁業、サービス等におい て産業上利用可能であること | (13条3項) が特 許取得の要件として規定されている。

#### ②新規性

特許を受けるためには、新規性を有するこ とが要件とされており、「出願日の前に、また、 優先権が主張されている場合は特許出願の優先 日の前に、ラオス人民民主共和国又は世界の何 れかの場所において、存在しておらず、刊行物 若しくは使用により又は他の何れかの手段で公 衆に公開されていないこと | (13条1項)と規定 されている。

平成31年1月25日(金曜日)

#### <解説>

ラオスの知的財産法では、新規性について、 絶対的新規性(世界公知公用、国内外の刊行物) が採用されており、日本と同様である。

#### ③新規性喪失の例外

仮保護は、「公式又は公認の国際博覧会にお いて展示された産品あるいは商品又はサービス に対する発明、実用新案、意匠及び商標につい て受けることができる。|とされている。ただし、 その条件として、「当該博覧会において当該産 品あるいは商品又はサービスが最初に展示され た又は引き渡された日から6月以内に、保護の 請求がなされ、申請が提出されること」が必要 である(30条)。なお、仮保護は、当該産品あ るいは商品又はサービスが最初に展示された日 から始まる。

#### <解説>

日本では、新規性喪失の例外期間が1年であ るのに対して(日本国特許法30条)、ラオスでは、 6か月であり、さらに国際博覧会に限定されて いる点で異なっている。

#### ④進歩性

特許を受けるためには、進歩性を有すること が要件とされており、進歩性の要件については、 「公知の発明と比較して進歩性を有すること| (13条2項)と規定されている。

#### ⑤ 先後願

「同一の知的財産登録について複数の出願が 行われた場合は、最先の出願日(必要な場合、 優先日)を有する出願に、その出願が要求され る保護の要件を満たしていることを条件として、 付与される」(28条)ことが規定されている。な お、外国における出願に基づいてラオス国内に 出願する際の優先権制度についても規定(29条)